

平成31年 2月20日

市政記者クラブ 様

東部医療センター管理部 担当：佐々 (電話 721-7171)
病院局管理部総務課 担当：奥村 (電話 972-2616)

名古屋市立東部医療センターにおいて発生した医療事故について

名古屋市立東部医療センターにおいて発生した医療事故に関し、このたび下記のとおり市が患者に対し損害賠償金を支払うことにより、和解が成立する見込みとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 患者

市内在住の男性（事故当時70歳代）

2 事案の概要

平成30年 2月21日、名古屋市立東部医療センター消化器内科において、患者に対して、内頸静脈に留置していた透析用カテーテルを抜去する際に、誤って座位で施行したところ、血管内に空気が流入し、身体に障害（脳血管性パーキンソニズム、右下肢異常感覚、右眼に視野変状相当の比較暗点）が残ったもの。

3 診療等の経過

平成30年 1月19日	東部医療センターに救急搬送 総胆管結石性胆管炎による敗血症と診断され、ICU入室 血液透析の必要があるため、透析用カテーテルを留置
2月 6日	総胆管結石を摘出
2月21日	消化器内科主治医が、座位で透析用カテーテルを抜去 →血管内に空気が流入し、空気塞栓症となる
4月19日	退院
10月23日	患者側弁護士より、損害賠償請求の申し入れ
平成31年 2月 6日	和解を成立させるための覚書締結

4 和解の内容

名古屋市は、患者に対し、後遺障害に係る損害賠償金 4,758,621 円を支払う。

5 再発防止策

透析用カテーテルを含め、中心静脈カテーテルを抜去する際は、仰臥位又はトレンドレムブルグ位で行うよう、医師、看護師、その他の医療従事者に改めて注意喚起した。

〈東部医療センター医療事故 用語説明〉

内頸静脈 (ないけいじょうみやく)	頭部・頸部の血液を集めて心臓に送る頸部の太い静脈
カテーテル	体内に挿入して、検査や治療などを行うための柔らかい細い管
パーキンソニズム	動作緩慢などの運動障害
視野変状	視野の欠損、暗点(視野の中に孤立して点状に欠損を生じさせるもの)
暗点	視野の一部が全く見えないこと(絶対暗点)あるいは、視野の一部が正常より見えにくいこと(比較暗点)
総胆管結石性胆管炎	胆管(肝臓から十二指腸まで胆汁が通る管)内に結石が存在し、結石により胆管の感染と炎症が生じている病態
敗血症	感染症への罹患をきっかけに、心臓、肺、腎臓など様々な臓器の重篤な機能不全が現れる病態
I C U	集中治療室 (重篤な症状の患者を24時間体制で管理し、効果的な治療を施すことを目的とする治療室)
血液透析	体内の血液を体の外に出し、機械(透析器)の中で血液をろ過して、余分な水分や老廃物を取り除いた血液を体に戻す医療行為
空気塞栓症	空気の塊によって血液が塞がれ、血流が阻害されてしまうこと
トレンデレンブルグ位	傾斜したベッド又は手術台の上で、骨盤を頭より高くする体位